

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

第2期

自 2024年7月1日

至 2025年6月30日



目次

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1) 包括代表からのメッセージ
- (2) 経営理念及び行動指針
- (3) 経営管理に関する措置
- (4) 法令遵守に関する措置
- (5) 事務所概要

2. 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤
- (2) 組織・ガバナンス基盤
- (3) 人的基盤
- (4) IT 基盤
- (5) 財務基盤
- (6) 國際対応基盤

別紙:「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 包括代表からのメッセージ

私たち、よあけ監査法人は、2023年7月に設立された新しい監査法人です。

「よあけ」という名前には、新たな一步を踏み出す勇気と希望を社会に届けること、そして新しい時代の監査関連業務・コンサルティング業務の担い手となるという想いが込められています。

私たちは、「社会の根本を支える」という経営理念のもと、丁寧かつ真摯な業務の提供を使命としています。社会が私たちに求める信頼と安心は、実態を深く理解し、寄り添う姿勢を通じた、企業や組織のあるべき姿を支える「本質的な価値の提供」に根ざしていると考えています。

よあけ監査法人は、法人経営の中核に「品質管理」を据えています。品質は、信頼を築く最も確かな基盤であり、その維持・向上には、全メンバーによる活発な議論と検証、そして絶え間ない見直しと改善が欠かせません。私たちのすべての行動の起点には、「品質」への誠実でひたむきな姿勢があります。

そして、その品質を支えるのは「ヒト」であるという考え方を、私たちは何よりも大切にしています。公認会計士としての専門性と倫理観を高めながら、一人ひとりが誇りを持ち、安心して力を発揮できる環境を整えること—それこそが、お客様や社会への真の貢献につながると信じています。

よあけ監査法人はこれからも、変化し続ける社会にしなやかに対応しつつ、揺るぎない信頼と高品質なサービスを提供し続けてまいります。そして、「ヒト」と「社会」の両方を力強く支える、あたたかく誠実な専門家集団でありたいと願っています。

よあけ監査法人 包括代表社員
岡田 裕人

(2) 経営理念及び行動指針

① 経営理念

社会が真に求める監査関連業務・コンサルティング業務を徹底的に丁寧かつ真摯に提供し、社会の根本を支えます。

② 行動指針

○職業的専門家であることにプライドを持つ

私たちは、会計・監査の専門家としての使命と責任を自覚し、誠実さと誇りをもって日々の業務に取り組みます。社会の信頼を支える立場として、高い倫理観と自律的な姿勢を大切にし常に品位ある行動を心がけます。

○監査品質の維持・向上に永続的に取り組む

私たちは、監査品質が信頼性の源泉であり、組織の存在意義そのものであることを理解しています。全てのメンバーが品質管理方針を理解し、積極的な対応を通じて専門知識と専門スキルを向上させることに努め、品質管理プロセスの徹底に取り組みます。

○変化を受け入れ、進化し続ける

私たちは、社会・経済・技術環境の変化を前向きに捉え、自らを変革し続けます。社会情勢の変化、会計・監査制度の改正、デジタル技術の進展にも柔軟に対応し、進化する監査法人としての姿勢を貫きます。

○人と社会を常に支える

私たちは、財務情報の透明性と正確性を確保することで、人々や企業の意思決定を支え、社会の健全な発展に貢献します。公正・中立な立場を堅持しつつ、人への思いやりと社会的責任を忘れずに行動します。

○仲間とその家族、多様性を尊重する

私たちは、共に働く仲間とその家族を大切にし、多様な価値観を尊重します。互いに支え合う風土と信頼に基づく協働が、一人ひとりの成長と働きがい、そして豊かな人生につながると信じています。

(3) 経営管理に関する措置

品質管理規程を最高規範として定め、業務執行に必要な社員会を月に1回以上開催して経営に関する重要事項を決定し、社員会以外にも全社員によるミーティングを週に1回以上開催するとともにメールやチャット等のコミュニケーションツールを活用して品質管理を始めとした経営に関する情報を常に共有しています。

(4) 法令遵守に関する措置

公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則の他、業務に関連する法令、社会倫理の遵守を経営上の最重要事項として捉え、その趣旨を踏まえた監査法人経営に努めることを、社員会等を通じて共有しています。

(5) 事務所概要

2025年9月30日現在における当法人の概要は以下のとおりです。

名称	よあけ監査法人（英文表記: Yoake Audit Corporation）
沿革	2023年7月 設立 2025年7月 登録上場会社等監査人として登録
包括代表社員	岡田 裕人
人員数	公認会計士 21名、うち、代表社員 6名
出資金	6,000千円
所在地	【大阪事務所】 〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満 2-9-3 AXIS 南森町別館Ⅱ 【東京事務所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-3-18 A507
業務提供先	監査業務提供先 ① 会社法監査 2社 ② 信用金庫法監査 1法人 ③ 学校法人監査 1法人 ④ その他の任意監査 3社

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

① 監査品質に関する基本方針

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、当法人及び個々の監査業務において品質を維持・向上していくことを基本方針としています。

高品質な監査を実施する体制を継続していくため、品質管理担当責任者による監査業務実施状況のモニタリング、監査業務における品質の維持向上に対する貢献度を最も重視した人事評価等を実施し、全ての専門要員の監査品質能力の向上を促進させるとともに、職業倫理や独立性の遵守状況、新規契約及び契約更新の管理状況、審査実施状況、専門要員の確保状況等について、日常的モニタリング及び定期的な監査業務の検証等により、当該体制の運用状況をモニタリングしています。

② 品質管理体制

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、包括代表社員が負うものとし、品質管理システムの整備及び運用、独立性に係る要求事項の遵守、並びにモニタリング及び改善プロセスに関する責任は、品質管理担当責任者が負うものとしています。また、すべての監査業務において品質管理が最優先されること、品質管理に関する責任は全社員にあることの認識を社員一同で共有しています。

当法人では社員会において、専担者として品質管理担当責任者を社員の中から選任しています。当法人の品質管理担当責任者は、品質管理システムに関する業務に従事する他、一定の制限のもと個別の監査業務にも従事しています。該当する個別の監査業務が品質管理システムに関する業務において自己レビューとなることが無いよう、専担者以外の者によるレビューを実施しています。

③ 職業倫理の遵守

当法人では、当法人及び全ての監査要員が、品質管理規程に基づき、日本公認会計士協会倫理規則第2条に定める、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動の基本原則を遵守すべく、社員会で定期的に職業倫理に関する研修の履修状況の確認を含めて職業倫理について周知するとともに、年次および監査業務ごとの独立性の確認と併せて倫理規則への遵守状況をチェックし、社員会で確認しています。

④ 独立性の遵守

当法人では、当法人及び全ての監査要員が、品質管理規程に基づき、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定に準拠していることを確認するため、当法人及び全ての監査要員に対して、年次の独立性確認様式に基づく独立性に対する阻害要因

の有無をチェックし、社員会で確認しています。加えて、個別の監査業務ごとにも独立性の確認様式に基づく独立性に対する阻害要因の有無をチェックしています。

また、社員のローテーションに関する規程を定め、担当社員等が特定の監査業務に長期間の関与することによって生じる独立性に対する阻害要因に対処するために必要な方針及び手続を定めています。

⑤ 業務に係る契約の締結及び更新

当法人では、品質管理規程に基づき、必要な情報を入手し、i 当法人が時間及び人的資源など業務を実施するための適性及び能力を有していること、ii 当法人が関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、iii 当法人が関与先の誠実性等を検討し、契約の新規の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと、を確認のうえ業務に係る契約の締結及び更新の可否を社員会にて決定しています。

⑥ 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任は、被監査会社の業種や監査リスクを踏まえ、社員の経歴や経験、能力を考慮し、社員会で選任しています。選任にあたっては法人内部業務も含めた業務量にも配慮し、特定の社員に業務が過度に集中しないように留意しています。

監査補助者の選任は、担当業務に関する希望に配慮しつつ、被監査会社の状況と監査補助者の経験、能力を勘案し、担当業務の割当をしています。

⑦ 専門的な見解の問合せ

当法人では、品質管理規程に基づき、職業倫理に関する規定に遵守していない場合や監査上の判断を要する重要な領域で必要となる場合には、当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議を通じて専門的な問い合わせを行うこととしています。

⑧ 監査上の判断の相違の解決

当法人では、品質管理規程に基づき、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、解決のための措置を取り、監査上の判断の相違に関して結論及び対処について適切な文書化を行うとともに、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行しないこととしています。

⑨ 監査証明業務に係る審査

当法人では、審査を実施しない監査業務を除き監査業務ごとに社員会で審査担当

者を選任しています。審査担当社員は、i 審査対象の監査業務のチームメンバーでないこと、ii 審査を実施するための十分な時間を含む適性と能力及び適切な権限を有すること、iii 我が国における職業倫理に関する規定に準拠していること、iv 該当する場合には審査担当者の適格性に関する法令の規定に準拠していること、の要件を満たす者から選任しています。また、重要な事項については、社員会による審査を実施することにしています。

⑩ 監査調書の管理

当法人では、監査調書の管理に関する方針と手続を定め、原則として監査調書はすべて電子化して作成・保存することとしています。監査ファイルは監査契約ごとに業務担当社員の管理に基づいて作成し、監査報告書日から 60 日以内に整理を完了しています。監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理は事務手続に限定し、最終的な整理が完了した監査ファイルのうち電子調書についてはクラウドサーバーで保管し、紙調書については施錠可能な書庫に保管します。最終的な整理が完了した監査ファイルへのアクセス権限は情報セキュリティ責任者および品質管理担当責任者のみに認めています。

⑪ 品質管理に関するモニタリング

当法人では、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めています。当該モニタリング活動は日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動により構成しています。モニタリング活動により識別された不備はその根本原因の分析結果に応じて是正措置をデザインし適用することとしています。

監査業務の定期的な検証においては、監査先の社会的影響度の高さや担当社員を考慮の上対象業務を選定し、循環的に実施する方針としています。直近の実施状況は下表の通りです。

2025 年 6 月期	
対象監査業務数	2
対象社員数	4 人

⑫ 品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、品質管理レビューを定期的に実施しており、品質管理レビューでの指摘事項については、社員会にて原因の把握及び再発防止策を検討し、全ての監査業務に適時に反映する方針としています。

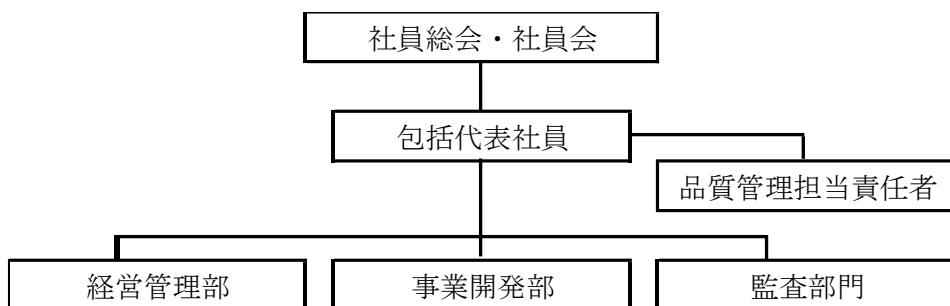
2025 年 12 月時点において、品質管理レビューを受けた実績はありません。

(2) 組織・ガバナンス基盤

① 組織体制

当法人は、「社員会」を最高意思決定機関として、社員全員が無限責任による相互監視及び牽制を行うことをガバナンスの基礎としています。報告書日現在の被監査先の数及び規模、専門要員数等、当法人の規模に応じたガバナンス体制を整備しているものと評価しています。

組織図



② 社員会

当法人は、社員全員の合議による「社員総会・社員会」を月1回開催しています。社員会は、契約の新規締結及び更新の可否、規程等の改訂、社員の加入、包括代表社員や品質管理担当責任者の選任、監査業務責任者及び審査担当者の選任等の意思決定を行っており、当法人の規模・特性を踏まえ、実質的な経営機関として機能しています。また、被監査会社の監査実施状況に重要な懸念事項が生じた場合には、臨時社員会を開催し、担当業務執行社員が状況を報告の上、適切な対応を協議することとしています。

被監査会社の監査役等との品質管理システムの伝達や協議については、法人所定のフォームを用いて、監査計画の概要説明や監査結果の概要報告に合わせ行うこととし、必要に応じて意見交換の結果を社員会において共有しています。

③ 包括代表社員

当法人の最高経営責任者であり、監査品質に関する最高責任を負う者として、包括代表社員を選任しています。包括代表社員は、専門要員に対して当法人の経営理念及び行動指針を示し、当法人の目指す組織風土を醸成するための活動を行っています。また、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認をしています。

④ 独立性を有する第三者

独立性を有する第三者(以下、INE)として、上場会社等監査業務における監査責任者及び審査担当者としての経験を豊富に有する公認会計士を、当法人外部より招聘しています。社員会への参加等により、経営機能及び品質管理体制の実効性向上に資する助言・提言、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等を担っています。

当法人は、INE が監査品質マネジメントに対し客観的な提言を行うため、上場企業の社外役員の基準を参考に、実質的な独立性を確保できる者を任命します。INE の役割を踏まえ、当法人は主に以下の項目を重視して独立性を判断しています。

- ・当法人との関係：現在及び過去一定期間において、当監査法人の業務執行者、社員、職員、又はその近親者でないこと。
- ・重要な取引関係：現在及び過去一定期間において、当監査法人と重要な取引関係にある者の業務執行者等でないこと。
- ・金銭的な利害関係：当法人から多額の報酬を得ていないこと。
- ・その他：上記の他、監査品質マネジメントへの客観的な提言を妨げる利害関係を有していないこと。

(3) 人的基盤

① 人財に関する基本方針

当法人は、経営理念である「社会が真に求める監査関連業務・コンサルティング業務を徹底的に丁寧かつ真摯に提供し、社会の根本を支える」を実現し、高品質な監査の実施するための必要な人財について、以下のとおり考えています。

人事採用及び人事評価において、原則として、当該方針に従い実施することとしています。

常勤職員	当法人の経営理念を理解し、高品質な監査業務が実施できると認めた者
非常勤職員	公認会計士有資格者で、大手監査法人又は準大手監査法人で複数年の監査経験を有する者

② 常勤職員の採用方針・制度

常勤職員については、当法人の経営理念を理解し、高品質な監査業務を実施するという強い意欲があり、またその経験・能力があると評価された者を採用する方針としています。また、多様な働き方を希望する人財を幅広く確保するため、複数の勤務形態を選択できる制度としています。構成員の多様な経験を通じた専門能力の向上(人材育成)を目的としており、優秀な人材の確保にも資するものと考えています。なお、兼業・副業は、独立性が確保されていること、当法人での監査業務への支障

がないこと等を確認した上で、社員会において承認しています。

募集活動及び一定数の採用を継続し、常勤職員の規模・年齢層を広げていくことで、安定的かつ継続的な法人運営に努めてまいります。

なお、当法人では、より高い監査品質を確保するため、主査業務については、社員または上場会社の監査業務経験を有する常勤職員が担当することとしています。

③ 非常勤職員の活用

当法人は、監査業務において非常勤職員を活用しています。

非常勤職員については、原則として、大手監査法人等で複数年の監査経験を有し、かつ「継続的専門能力開発制度(CPD)」の義務達成者である公認会計士であることを条件としています。

④ 人事評価

当法人は、監査業務に係る品質への貢献を最優先項目とした専門要員に対する人事評価を行っています。

なお、当法人の社員への登用については、当法人の経営理念・行動指針を深く理解・遂行し、かつ高品質な監査業務が実施できる経験及び能力を有していると評価した専門要員(非常勤職員を含む。)の候補者の中から、社員会における協議結果に基づき、全社員の同意により決定しています。

⑤ 社員の報酬の決定に関する事項

当法人では、各社員の年度ごとの報酬を社員の担当業務、品質管理への取り組み等を総合的に勘案し、事業計画並びに事業予測を踏まえたうえで年度ごとに社員会で決定しています。

⑥ IT 担当者の確保状況

当法人は、IT 全般統制評価等を実施する専門要員として、報告書日現在の規模を勘案し、2名を確保しています。

⑦ 研修に関する事項

当法人は、公認会計士として監査を実施する要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるため、継続的に研修を受講することを周知し、全ての専門要員が公認会計士法及び日本公認会計士協会会則で定める必要な CPD 履修単位数を履修していることを、専門要員の研修の履修記録を作成のうえ年度ごとに社員会にて確認しています。日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度(CPD)」の義務達成率 100%です。

⑧ 通報制度

監査の品質向上及び法令順守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服や疑義の申立てを行うことができるよう、法人内外それぞれの通報窓口を設け、特に外部の通報窓口についてはウェブサイト上に連絡先を記載し、通報に適宜対処するための体制を整備しております。

(4) IT 基盤

① 監査品質に関する基本方針

当法人は、監査業務等で取り扱う情報を最重要機密情報として分類し、適切に情報を保護すること、及び情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐための情報セキュリティ対策の基本方針を定めています。この基本方針に基づき、非常勤専門職員を含む全ての専門要員が遵守すべき具体的なルールを定めた「情報セキュリティ対策基準」と、万一の事態に備えた「情報セキュリティインシデント対応手順書」を策定しております。これらの規程を全ての専門要員に共有し、その遵守を徹底することで、組織全体で情報セキュリティの維持・向上に努めております。

② 監査業務で使用する情報機器についての方針

当法人は、クライアント情報を保護するため、非常勤専門職員を含む全ての専門要員に法人管理の PC を貸与し、アカウントは二段階認証を必須化することで不正アクセスを防止しています。また、データは暗号化されたクラウド環境で安全に管理するとともに、アクセスできる担当者を業務上必要な最小限の範囲に限定しており、万一の事態に備えアクセスログの記録も行っております。

③ リモートワークへの取り組み

当法人では、効果的かつ効率的に業務を遂行するため、リモートワークを許可しています。リモートワーク時においては、情報漏洩等を防ぐためのリモートワーク管理規程を定め、セキュリティを確保することとしています。

今後も、対面によるコミュニケーションの重要性及びリモートワークによる多様な働き方、双方の最適なバランスを取りながら、業務に取り組んでまいります。

④ IT 投資

当法人は、組織規模に見合った IT 環境を整えることを目的として、情報セキュリティの整備等のための IT 投資を行う方針としています。

また、当法人の監査業務の特性・規模を勘案すると、データ分析等を実施する場合には、Excel 等の簡易的なツールを利用することが効果的かつ効率的であると判断しています。

今後も、日本公認会計士協会主催の研修への参加等を通じて、情報セキュリティ対策への追加投資やデータ分析ツール等の導入に関する検討を継続していきます。

(5) 財務基盤

① 当法人の財務基盤の状況

私たちは、「社会の根本を支える」という経営理念のもと、丁寧かつ真摯な業務の提供を使命としています。また、職業倫理・独立性を遵守し、監査業務の品質の維持・向上を継続するためには、安定した財務基盤を確立することが重要であると考えています。

当法人の財務概況は以下の通りです。

	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
売上高合計	32,861 千円	90,786 千円
監査業務収入	28,350 千円	71,455 千円
非監査業務収入	4,510 千円	19,311 千円
有利子負債	15,000 千円	13,170 千円
純資産	5,916 千円	7,448 千円
総資産	24,280 千円	37,500 千円
純資産比率	24.4%	19.9%

② 報酬依存度に関する考え方

当法人は、監査業務の独立性と持続可能性を確保するため、特定の関与先に過度に依存しない財務基盤の構築を基本方針としています。当法人では、監査業務の報酬依存度の高さについて留意し監査業務の受嘱を検討しており、本報告書公表時点において、日本公認会計士協会倫理規則に規定されている報酬依存度の要件(特定の関与先からの報酬が総報酬に占める割合に関する基準)に抵触している監査契約はありません。

(6) 国際対応基盤

当法人は、国内事業を中心とした企業への監査業務を中心に実施していることから、国際ネットワークへの加盟はしていません。

なお、海外子会社の監査業務がある場合においては、海外会計事務所の品質管理体制を評価した上で、それぞれの国・地域で効果的かつ効率的と判断した会計事務所に監査業務を依頼する方針としています。

別紙:「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

高品質な監査業務を提供するため、当法人の規模・特性等に適した方法で、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用し、適用しています。

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
指針 1-1 【Comply】	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	2	1. (1)包括代表メッセージ
指針 1-2 【Comply】	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	3	1. (2)経営理念及び行動指針
指針 1-3 【Comply】	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	10	2. (3)④人事評価
指針 1-4 【Comply】	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	2	1. (1)包括代表メッセージ
指針 1-5 【Comply】	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	5 5	2. (1)③職業倫理の遵守 2. (1)④独立性の遵守
指針 1-6 【Explain】	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	12	2. (6)国際対応基盤

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。		
指針 2-1 【Comply】	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	8	2. (2)②社員会
指針 2-2 【Comply】	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	8 8 8 10 11	2. (2)①組織体制 2. (2)②社員会 2. (2)②社員会 2. (3)④人事評価 2. (4)IT基盤
指針 2-3 【Comply】	・監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	8	2. (2)②社員会

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3-1 【Comply】	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	8	2. (2)②社員会
指針 3-2 【Comply】	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	9	2. (2)④独立性を有する第三者
指針 3-3 【Comply】	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人才培养、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	9	2. (2)④独立性を有する第三者
指針 3-4 【Comply】	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	9	2. (2)④独立性を有する第三者

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
指針 4-1 【Comply】	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	8	2. (2)②社員会
指針 4-2 【Comply】	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	10	2. (3)④人事評価
指針 4-3 【Comply】	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	6 6	2. (1)⑤業務に係る契約の締結及び更新 2. (1)⑥業務を担当する社員その他の者の選任
指針 4-4 【Comply】	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	8	2. (2)②社員会
指針 4-5 【Comply】	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	11	2. (3)⑧通報制度

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
指針 5-1 【Comply】	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	-	本報告書
指針 5-2 【Comply】	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	2 3 5 8 11 9 12 12	1. (1)包括 代表メッセージ 1. (2)経営 理念及び行 動指針 2. (1)品質 管理基盤 2. (2)組 織・ガバナ ンス基盤 2. (4)IT 基 盤 2. (3)人的 基盤 2. (5)財務 基盤 2. (6)国際 対応基盤

指針 【対応状況】	原則/指針の内容	項	記載箇所
指針 5-3 【Explain】	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	12	2. (6)国際 対応基盤
指針 5-4 【Comply】	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	9	2. (2)④独立性を有する第三者
指針 5-5 【Comply】	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	7	2. (1)⑪品質管理に関するモニタリング
指針 5-6 【Comply】	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	-	本報告書